

## 蕨市環境審議会の会議の傍聴にかかる取り決め

### (目的)

- 1 蕨市環境審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

### (傍聴人の数)

- 2 傍聴人の数は、会議を円滑に進行するため、審議会の会長（以下「会長」という。）が適宜定める。

### (傍聴の手続き)

- 3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書に住所、氏名等を記入のうえ、会長に提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。  
傍聴券は、会議開始予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が、会長の定めた数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

### (傍聴席に入ることができない者)

- 4 会議を妨害するおそれがあると認められる者は、傍聴席に入ることができない。

### (傍聴人の守るべき事項)

- 5 傍聴人は、傍聴席において、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。

### (写真、映画等の撮影、録音等の禁止)

- 6 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、録音してはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

### (傍聴人の退場)

- 7 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

### (会議資料の提供の取り扱い)

- 8 会議に提出した資料については、傍聴人に対して会議中閲覧させることができる。

### (委任)

- 9 その他傍聴について必要な事項は、会長が会議に諮り定める。